

## 「東北地方・太平洋沖地震、津波災害義援金」 税制上の優遇措置について

幸福実現党では、先の大震災・津波による被害状況に鑑み、義援金を受け付けております。この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができる「特定寄附金」にあたり、所定の手続により個人においては「寄附金控除」、法人においては「全額損金参入」が認められます。

- ※ **個人**については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金に該当します。
- ※ **法人**については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金、または、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。
- ※ **法人**については、寄付をした日の属する年度の法人税申告書に別表十四（二）を添付し、特定寄附金である旨をご記入いただければ大丈夫です。なお、詳細は顧問契約されている税理士さんや税務署等にお問い合わせ下さい。

### 【個人の寄附金控除のための手続】

1. 幸福実現党の義援金口座に振込みした際の振込明細書のコピーを一部取ります。  
振込明細書の原本は、各自で保存してください。

銀行名 : 三井住友銀行      支店名 : しらゆり支店  
口座種類 : 普通口座      口座番号 : 2127999  
口座名義 : 幸福実現党 (コウフクジツゲントウ)



2. 「義援金預り証発行申込書」に「振込明細書のコピー」を貼りつけたのちに、発行申込書に必要事項をすべて記入し、下記 FAX 番号に発行申込書を送信します。  
発行申込書の原本は、各自で保存してください。

**FAX お送り先 : 03-3535-3778 (幸福実現党本部)**



3. 発行申込書に記載された住所に後日、「義援金預り証」が届きます。(2~3週間程度かかります) この「義援金預り証」を2011年の確定申告の際に添付し、税務署に提出します。

- ※ 街頭にて集めた義援金や各団体で取りまとめて送金して義援金については、個人の寄附金額の特定が困難なため、寄附金控除が行えません。あらかじめご了承ください。
- ※ 義援金預り証発行申込書によっても義援金の振込が確認できなかった寄附については、「義援金預り証」の発行ができません。あらかじめご了承ください。